

## 宮城県テニス協会ホームページ広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県テニス協会(以下「協会」という。)ホームページに掲載する広告の募集及び掲載に関して必要な事項を定める。

### (広告の規格等)

第2条 広告枠の規格は、次のとおりとする。

#### (1) 大きさ

- 1口 縦 60 ピクセル × 横 164 ピクセル
- 2口 縦 60 ピクセル × 横 346 ピクセル
- 3口 縦 60 ピクセル × 横 528 ピクセル
- 4口 縦 69 ピクセル × 横 710 ピクセル

#### (2) 形式

PNG または JPEG とする。

#### (3) 容量

50kb 以下とする。

2 広告の枠は次のとおりとし、その位置は協会会長(以下「会長」という。)が定める。

(1) 全ページ下部に設定するページ共通の広告枠の制限数は定めない。

### (広告の募集及び掲載)

第3条 広告枠に掲載することができる広告の募集は、協会ホームページ、協会が発行する大会要項、他の各種媒体を利用して行う。

2 掲載申込みのあった広告は、この要綱に定めるところに従い、掲載の可否を決定する。

### (掲載に適さないもの)

第4条 広告の画像及びそのリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは、協会ホームページに掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの
- (3) 政治性のあるもの、又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの、又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉毀損となるもの、又はおそれがあるもの
- (6) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 投機心、射幸心をあおるもの、又はそのおそれがあるもの

- (8) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの、又はそのおそれがあるもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、協会ホームページに掲載する広告として適当でないと会長が判断するもの

(広告掲載料)

第5条 広告枠1枠あたりの掲載料は、年額30,000円とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、年を単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、会長が定める。

(掲載申込み及び掲載する広告の決定)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、別に定める申込書を会長が定める期限までに提出するものとする。

2 会長は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 会長は、第1項の規定による掲載申込みがあったときは、第4条の規定により掲載の可否を決定し、申込者に対し、その決定の内容を通知しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第8条 前条第3項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、会長が指定する期日までに、その掲載期間の広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、広告原稿(画像データに限る。以下この要綱において同じ。)を自己の負担により作成し、会長が指定する期日までに会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容及びリンク先について、申込書記載の内容と相違していないこと、第4条各号に該当するものでないこと、法令及びこの要綱に違反していないこと、その他提出された広告原稿が適当であることを確認しなければならない。

3 会長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告原稿又はリンク先の変更を求めることができる。

(広告の掲載)

第 10 条 会長は、前条の規定により提出のあった広告原稿が適当であると認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載する。

(リンク先の変更の求め)

第 11 条 会長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が法令又はこの要綱等に違反し、その他適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、当該ホームページの内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し等)

第 12 条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一部中止をすることができる。

- (1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき
  - (2) 指定した期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき
  - (3) 第 10 条第3項及び前条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき
  - (4) その他協会ホームページへの広告掲載が不適当であると判断したとき
- 2 協会は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一部中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告等の変更)

第 13 条 広告主は、月を単位として広告の内容又はリンクを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の 20 日までに、会長に対し、変更を求める内容の文書を提出し、承認を得るものとする。

3 第 9 条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。

4 前3項に規定するもののほか、リンク先のページのアドレスが変わったことによるリンクのみの変更の場合にあっては、広告主は、変更しようとする日から起算して 7 日前までに変更を求める内容の文書により会長に届け出、承認を得るものとする。

5 会長は、第2項及び第4項の規定による掲載広告等の変更申込みを承認するときは、申込者に対し、その内容を通知しなければならない。

(広告掲載の取りやめの申し出)

第 14 条 広告主は、別に定める申出書の提出により、協会ホームページへの広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

- 2 会長は、前項の規定による申し出があった場合は、これを認め、掲載した広告を削除する。
- 3 会長は、前項の規定により広告掲載を取りやめた場合であっても既納の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第 15 条 広告掲載の決定後、掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

- 2 前条に定めるもののほか、広告の掲載決定期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、1か月以上広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じ、第5条に規定した広告掲載料の年額を 12 で除した掲載料に、掲載することができなかつた月数を乗じ、円未満を切り捨てた広告掲載料を返還する。
- 3 前項の場合において、1か月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還はしない。
- 4 次の各号に掲げる理由により協会ホームページの運営を一時停止した場合は、前2条の規定にかかわらず、その広告掲載料を返還しない。
  - (1)機器等の保守又は工事を行うとき
  - (2)天災、事変その他の非常事態が発生したとき
- 5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第 16 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 広告主は、第7条第3項の規定により決定を受けた協会ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2年 3月 1日から施行する。